

令和6年度子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間事業委託業務仕様書

（総則）

第1 この仕様書は、委託契約書に基づき定めるものとする。

（事業の目的）

第2 「子育て応援の日（はぐみんデー）」をきっかけに、できることから子育てを応援する取組を始めることを呼びかけることで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、子育てにあたたかい愛知を実現する。

（委託事業の内容）

第3 委託事業の内容は以下のとおりとする。

【普及推進強化月間スタート式の企画運営】

(1) スタート式日時

令和6年11月1日（金）

午前10時30分から午前11時00分まで

(2) 会場

イオンモールナゴヤドーム前（1階セントラルコート）

(3) 主催者

愛知県少子化対策推進会議構成団体

愛知県 厚生労働省愛知労働局 名古屋市 愛知県市長会 愛知県町村会 名古屋商工会議所 愛知県商工会議所連合会（一社）中部経済連合会 愛知県商工会連合会 愛知県経営者協会 愛知県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合会愛知県連合会（公社）愛知県医師会 愛知県母子保健運営協議会（公社）愛知県私立幼稚園連盟（社福）愛知県社会福祉協議会 愛知県子ども会連絡協議会 愛知県地域活動連絡協議会 愛知県小中学校長会 愛知県小中学校PTA連絡協議会（特）あいち・子どもNPOセンター

(4) 企画に関する留意事項

話題性・集客性が高く、子育て家庭を応援する機運を醸成する企画を実施すること。ただし、以下の内容は必ず盛り込むこと。

ア ステージや音響設備等の設置を行うこと。ただし、ステージ等については、会場備品を利用出来る場合がある。利用を希望する場合は、必要に応じて会場管理者と協議を行うこと。

イ 知事挨拶、愛知県少子化対策推進会議構成団体によるテープカット、愛知県少子化対策推進会議構成団体によるスタートコールを行うこと。テープカット参加者については、湯茶接待を行うこと。また、テープカット参加者の控室用にハンガーラック及びハンガーを準備すること。なお、県が別途用意するはぐみんデージャンパーを着用するため、胸花は不要。

ウ ステージシナリオの作成及び司会進行は受託者が行うこと。

エ 就学前児童（1団体）による遊戯を行うこと。

- 「就学前児童による遊戯」の実施については、以下のとおりとする。
- ・出演する児童の選考・連絡・調整等は県が行うものとする。
 - ・児童の人数は、1団体合計概ね30人程度とする。
 - ・出演する児童及び引率する教諭等について、傷害保険（集合から解散まで、死亡保障込み。）に加入すること。
 - ・出演する児童及び引率する教諭等について、旅費が発生する場合は、委託料の中から支払うこと。
 - ・出演する児童が着用する県提供の衣装（スモック）について、クリーニングの上、県へ返却すること。
- オ 就学前児童と共に遊戯をするステージ要員1名以上及び愛知県子育て支援マスコット・キャラクター「はぐみん」の着ぐるみ要員を用意すること。なお、ステージ要員については「みんなではぐみん」の踊りを習得すること。
- カ 「はぐみん」の着ぐるみは県が用意する。
受託者が、県の指定する日にち、場所、方法により借り受け及び返却を行うこと。
なお、「はぐみん」の着ぐるみは、『愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」着ぐるみ貸出要綱』を遵守し使用すること。
- キ ステージショーを実施すること。
- ・出演者について企画提案すること。
 - ・出演者との調整は受託者が行い、出演料等についても受託者が支払うこと。
- (5) その他
- ア 控室については、県が指定したスペースを使用すること。
- イ ゴミの分別回収、会場設備等の撤去について責任をもって行うこと。
- ウ 受託者は会場施設が定める利用に関する規定を遵守すること。
- エ 会場内に、はぐみんデーの啓発に資する装飾を行うこと。使用可能な県貸出物品については、別添を参照のこと。
- オ 来場者数を計測すること。

(その他)

第4

- (1) 本契約の成果物に関連して発生した著作権は全て愛知県に帰属するものとする。
- (2) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (3) 業務に関して、官公庁や会場管理者への申請が必要な場合は、原則として受託者が行う。
- (4) 愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」等を使用する場合は、必要に応じて県が画像を提供する。
- (5) この仕様書の定めのない事項については、協議の上、決定する。